産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 5日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県坂井市春江町西長田47-25-1

氏名 立成建設株式会社 代表取締役 竹山 文雄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-72-1958

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場		の	名	称	立成建設株式会社
事	業	場	の	所	在	地	福井県坂井市春江町西長田47-25-1
計		画		期		間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該	歩事業	場によ	おい	て現	に行	って	いる事業に関する事項
	1	事	業	の	種	類	D06 (総合工事業)
	2	事業	業	の	規	模	244,801 千円 元請完成工事高(前年度実績)
	3)従	業	Ę	Į	数	20人
	(4	産業の気		棄物∉		Ī	○がれき類:中間処理業者(再生資源化処理施設)へ委託(破砕処理後は再生砕石等で再利用)○安定型混合廃棄物類:中間処理業者(再生資源化処理施設)へ委託(破砕処理後は再生路盤材等で再利用)○木くず類:中間処理業者(再生資源化処理施設)へ委託(破砕処理後は再生肥料等で再利用○廃プラスチック類:処理業者(RPF製造)へ委託(処理後は燃料として再資源化)、処理業者(焼却)へ委託(処理後は燃え殻として最終処分)○管理型混合廃棄物類:中間処理業者(再生資源化処理施設)へ委託(破砕処理後は再生路盤材等で再利用)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) (管理体制図) ○廃棄物管理委員会を設置 *廃棄物の発生抑制、再生、適正処理等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。 ・産業廃棄物処理委員長 : 経営者(処理方針の策定等)・産業廃棄物管理責任者 : 工務責任者(処理計画作成、 工務責任者(処理計画作成、委託業者選定、委託契約締結、 マニフェストの交付・管理等) ・産業廃棄物管理員 : 現場責任者(発生現場の把握、分別、運搬処理の実施) 《管理組織》 【経営者】(委員長) → 【工務責任者】(管理責任者) → 【現場責任者】(管理員) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 別紙①のとおり 出 t (これまでに実施した取組) ①現状 【目標】 別紙①のとおり 産業廃棄物の種類 排 出 t t (今後実施する予定の取組) ②計画 産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類の破砕、積込時に砕石の混入を少なくする。・産業廃棄物処 ①現状 理体制の強化と社員意識の改革。・各現場にて、工事の発注の段階で原 料歩留まり率を高めることにより、廃棄物の発生量を抑える。 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き上記に取り組む。・混合廃棄物は、時間をかけ的確に分別す ②計画 れば再生利用可能なものも多い為、なるべく分類して廃棄するようにし ていく。

別紙①

①現状

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】											
	重業廃棄 7の種類			金属くず		木くず		廃プラスチ	ック類	管理型混合	廃棄物
排	⊭ 出 量	± 1337. 22	t	50.46 t		0.30	t	2. 59	t	0.07	t

(これまでに実施した取組)

- ・がれき類の破砕、積込時に砕石の混入を少なくする。
- ・産業廃棄物処理体制の強化と社員意識の改革。
- ・各現場にて、工事の発注の段階で原料歩留まり率を高めることにより、廃棄物の発生量を抑える。

【目標】

産業廃棄 物の種類	がれき類	金属くず	木くず	廃プラスチック類	管理型混合廃棄物
排出量	1000.00 t	50.00 t	1.00 t	3.00 t	0.00 t

(今後実施する予定の取組)

・引き続き上記に取り組む。

②計画

・混合廃棄物は、時間をかけ的確に分別すれば再生利用可能なものも多い為、なるべく分類して廃棄するようにしていく。

自身	っ行う産業廃棄物の	再生利用に関する事項		
		【前年度(令和 年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	_	_
	①現 状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
		(これまでに実施した取組) 一		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	_	_
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
		(今後実施する予定の取組)		
自身	っ行う産業廃棄物の	中間処理に関する事項		
		【前年度(令和 年度)実績】		
		産業廃棄物の種類		<u> </u>
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	 t
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	 t	 t
		(これまでに実施した取組) —		
		<u> </u>		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
		(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の	D埋立処分又は海洋投入処分	に関する事項									
	【前年度(令和5年度)実施	績】									
	産業廃棄物の種類	_	_								
	自ら埋立処分又は										
	海洋投入処分を行った	 t	t								
①現状	産業廃棄物の量										
	(これまでに実施した取組	1)	<u> </u>								
	_										
	【目標】										
	産業廃棄物の種類	_	_								
	自ら埋立処分又は										
	海洋投入処分を行う	— t	t								
②計画	産業廃棄物の量										
	(今後実施する予定の取組)										
産業廃棄物の処理の多	・ 委託に関する事項										
	【前年度(令和5年度)実施	績】									
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり									
	全処理委託量	t	t								
	優良認定処理業者への	1	_								
	処 理 委 託 量	t	t								
	再生利用業者への										
	処 理 委 託 量	t	t								
	認定熱回収業者への										
THAD.	処 理 委 託 量	t	t								
①現状 	認定熱回収業者以外の										
	熱回収を行う業者への	t	t								
	処 理 委 託 量										
	(これまでに実施した取組	1)									

(第5面)

	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

別紙②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度(令和5年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類		金属くず		木くず		廃プラスチック類		管理型混合廃棄物	
	全処理委託量	1337. 22	t	50.46	t	0.30	t	2. 59	t	0.07	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1 0	t	0	t	0	t	0	t	0	t
①現状	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1337. 22	t	50. 46	t	0.30	t	2. 59	t	0.07	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	1 ()	t	0	t	0	t	0	t	0	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	0	t	0	t	0	t	0	t	0	t

- (これまでに実施した取組)

- ・委託基準により、産業廃棄物を委託処理できる業者を選定し、書面による契約を実施。 ・再生利用が可能な廃棄物については、再生利用業者に委託する。 ・各現場にて、工事の発注の段階で原料歩留まり率を高めることにより、廃棄物の発生量を抑える。

1	H	畑	١
ı	Ħ	1示	1

産業廃棄物の種類	がれき類	金属くす	7	木くず		廃プラスチック	ク類	管理型混合廃	棄物
全処理委託量	1000.00 t	50.00	t	1.00	t	3.00	t	0.00	t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0	t	0	t	0	t	0	t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1000.00 t	50.00	t	1.00	t	3.00	t	0.00	t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0	t	0	t	0	t	0	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量		0	t	0	t	0	t	0	t

②計画

- (今後実施する予定の取組) ・引き続き上記に取り組む。
- ・混合廃棄物は、時間をかけ的確に分別すれば再生利用可能なものも多い為、なるべく分類して廃棄するよう にしていく。